

# 設楽ダムの建設中止を求める会

第52号 2019年5月15日

<http://www.nodam.org/>



写真は松戸大橋から寒狭川下流を見た光景です。寒狭川をまたぐ形で運搬用の橋が作られています。今年3月24日に撮ったものなので、もう少し様子は変わっているかもしれません。

現在転流工の工事はトンネルが貫通し、吐口（下流側）工事は終了しています。しかし呑口（上流側）はまだ着工に至っておりません。つまり設楽ダム本体工事着工には至っておりません。

ネット環境にいない会員の方から工事現場はどんな様子なのか、と尋ねられましたので今回掲載しました。

## 第2次訴訟第4回口頭弁論は5月22日(水)11:00開廷です。

5月22日の日程／名古屋地裁前に10:30にお集まりください。

終了後報告会を行います。報告会：弁護士会館地下 協同組合会議室（30分くらい）

※豊橋方面から参加される方へ JR 8時48分発 特別快速 大垣行き（2両目辺り）でいっしょに行きませんか。名古屋駅からはタクシーで乗り合わせていこうと思います。

## 第3回口頭弁論の報告

第3回口頭弁論は3月13日午前11時～名古屋地裁で開かれました。1102号法廷で開かれましたが、40人収容の法廷でしたが満席となりました。みなさま、お疲れさまでした。

今回は、先月2月の第2回口頭弁論で被告（愛知県）側から出された答弁書に対して原告側の反論が行われました。原告準備書面1の要旨（在間弁護団長作成 2019.3月13日）を同封しましたのでご参照ください。

●近藤睦美原告団共同代表が意見陳述を行いました。

- ・ダム水源に依存した水道事業体は、水源開発負担金が経営を圧迫していること、
  - ・水道法改正により広域化が推進され「新たな水源開発」は「受益者負担」となり水道料金の上乗せが避けられないこと
- などから設楽ダム建設が私たちの生活を圧迫する危険性を訴え、ダム使用権設定申請の取り下げを主張しました。

平成30年（行ウ）第57号設楽ダム公金支出差止等請求事件

原告 松倉源造外161名

被告 愛知県知事外1名

### 意見陳述書

平成31年3月13日

名古屋地方裁判所  
民事第9部 御中

原告 近藤 睦美

原告団共同代表の近藤睦美と申します。意見陳述の機会を頂き、ありがとうございます。

提訴する前に、設楽ダム建設現地は今どうなっているのだろうかと訪れました。のどかな山合の谷川は、透き通った水が流れていました。ところが、その周囲は、巨大クレーンで鉄板・鉄柱で建設用道路・足場が組み立てられ、ここに高さ129mのダムができるとすると、小鳥のさえずり、川のせせらぎとのあまりにも異質なその情景は、自然破壊以外の何物でもないと感じました。

私は、昨年まで44年間、名古屋市上下水道局に勤務し、上下水道事業に関わってきました。長良川河口堰・徳山ダム建設等の反対運動にも参加してきました。特に徳山ダムの転流工事で川がせき止められる状況を見たとき「川が悲鳴をあげている。泣いている」という想いは、未だに忘れることはありません。

水がなくては、人間は生きていけません。現在、日本では、市民は市町村から水道料金を払って水の供給を受けています。ですから水道料金というものは、事業に経費が掛かっても極力安くしないといけません。

さて水道法は、憲法25条の生存権の保障を具現化するものとして1957年に施行されました。そして、原則、市町村が事業を行うこととし、地方公営企業法とあいまって「公共の福祉の増進」を目的とする事業として位置づけられました。

水道法は第1条（目的）で「清浄・豊富・低廉」を謳っています。「清浄」とは、国民の公衆衛生向上のため、「豊富」とは、水がなくては生活に困るため、「低廉」とは、国民が等しく水の供給を受けることができるようにするためであり、これら全てを水道整備の目的としています。

水道法第2条は、国、自治体、国民の責務として「水の適正かつ合理的な使用に努めなければならない」としています。したがって、水道法第1条の清浄・豊富・低廉の「豊富」とは余って必要のない水を供給す



ることではないと理解します。

しかし、過大な水需要計画に基づくダム・水道施設建設は、水道法第2条を逸脱、失念し、経済成長を背景にした「まちが拡大することを期待する」計画だったと言えます。

1973年のオイルショックから始まる経済成長の鈍化にもかかわらず、1987年「全国総合水資源計画」（ウォータープラン2000）では、水需要は1983年から2000年までに、892億m<sup>3</sup>/年から1056億m<sup>3</sup>/年へと2割程度増えと予想されました。2000年にはそのような水需要になりませんでした。ダム計画の一部見直しはあったものの、仮定の転換率による無理な需要増加、利水安全度の低下、水源の多様化と理由を変えて水源ダムの建設を続けました。

そして国が水需要は低下することを初めて認めたのは、厚生労働省が2013年（平成25年）3月に策定した「新水道ビジョン」でした。そこでは、人口は2060年には3割程度減るものと見込まれ、水需要動向も減少傾向と見込まれ、2060年には現在よりも4割程度減少すると推計されるとし、これからは、給水人口や給水量の減少を前提に、老朽化施設の更新需要に対応するために様々な施策を講じなければならないと述べていますが、「遅すぎた英断」と言わなければなりません。しかし、その影響を「水需要低下により収益が下がり経営悪化が起きる」と問題をすり替えました。

現在、ダム水源に依存した水道事業体は、2015年（平成27年）で47.4%（日水協水道統計による）と多く、その水源開発負担金が経営を圧迫しています。このような現状をみれば、国の過大な水需要計画は明らかに間違っています。特に水道法改正により、ますます広域化が推進される中で多くの自治体でダム比率がさらに高まると、ダム依存体質から抜け出すことができなくなることが想像されます。そのような現状の中、国土交通省は2017年（平成29年）6月に既存ダムの延命化と改修に多額の費用を投入する「ダム再生ビジョン」を作成しました。こうした「新たな水源開発」は「受益者負担」となるものであり、将来、これらの費用の水道料金への上乗せは避けられません。そういう事態にしない為にも、流域単位で持続可能な水利利用の許容量を考えることが重要です。

水道法は、今から60年以上前の制定時に「水を大切にする」理念を持ち生まれました。その原点に立ち返り「水を無理なく得られ、浄化して自然に返すことができる」その許容量をまちづくりの基本とすることで、健全な水環境を維持・回復し、持続可能な社会をめざすことができます。

以上の理由から、本裁判は、設楽ダムからの水道用水の供給は実績により必要がないものとなったので、必要のない事業のための公金支出は愛知県民の貴重な財産を失うことになることから、ダム使用权設定申請の取下（ダム建設事業からの撤退）をすべきであること、それによりダム建設費の費用負担金の支出をしないことを求めるものです。

以上をもって、私の意見陳述とさせていただきます。ありがとうございました。



表紙 1 頁にある橋から松戸大橋を見た光景



## 市野前代表が豊橋市政記者室で記者会見しました。

前代表の市野さんが、設楽ダム地盤の問題について中部地整等へ意見書を提出した件で豊橋市政記者室で昨日(4月12日)記者会見を行いました。

このことについて中日新聞が今日付け(2019.04.13)で記事にしていますので紹介します。

新聞社は毎日、中日他2紙と中京テレビが出席。終了後市野さんが撮った宇連川等の写真を熱心に見て、質問していました。

中日新聞 2019. 4.13 日付

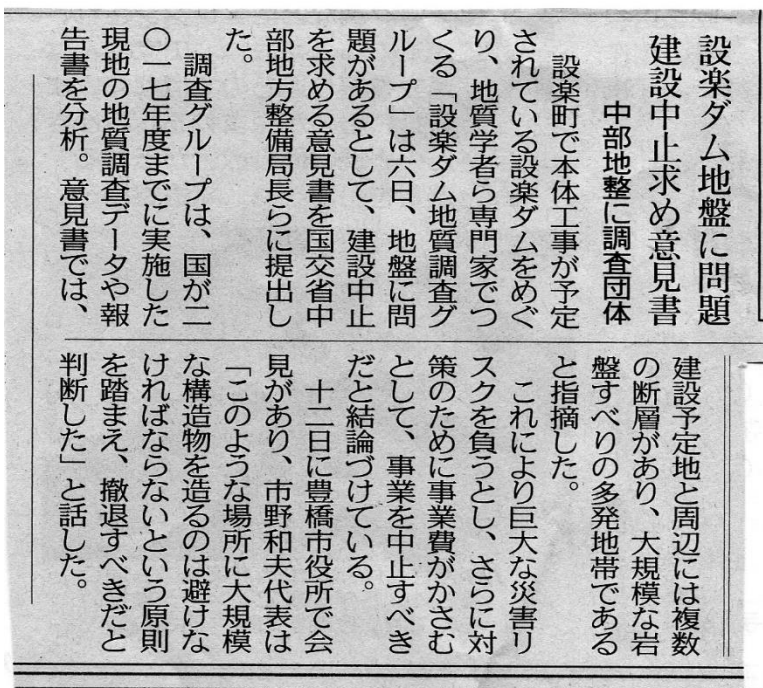
設楽ダム地盤に問題 建設中止を求め意見書中部地整に調査団体

設楽町で本体工事が予定されている設楽ダムをめぐり、地質学者ら専門家で作る『設楽ダム地質調査グループ』は六日、地盤に問題があるとして、建設中止を求める意見書を国交省中部地方整備局長らに提出した。

調査グループは、国が2017年度までに実施した現地の地質調査データや報告書を分析。意見書では、建設予定地と周辺に複数の断層があり大規模な岩盤すべりの多発地帯であると指摘した。

これにより巨大な災害リスクを負うとし、さらに対策のために事業費がかさむとして、事業を中止すべきだと結論づけている。

12日に豊橋市役所で会見があり、市野和夫代表(原文のまま)は「このような場所に大規模な構造物を造るのは避けなければならないという原則を踏まえ、撤退すべきだと判断した」と話した。



中日 2019. 4. 13 日付

## 2019. 3月13日第3回口頭弁論弁護団報告会終了後大変ありがたいことがありました。



「導水路はいらない!愛知の会」さんより10万円ものカンパをいただきました。

「導水路はいらない!愛知の会」さんでは裁判報告書「やっぱり徳山ダム導水路はいらない」を2017年に刊行されましたがその売り上げの一部をナント当会にカンパしてくださったのです。

第二次訴訟の原告になっていただくなど物心両面からご支援いただくなか、さらにカンパまでいただき感謝の気持ちでいっぱいです。第二次訴訟勝利に向けて有意義に使わせていただきます。ありがとうございました。

「導水路はいらない!愛知の会」のホームページは [www.dousuiro-aichi.org](http://www.dousuiro-aichi.org) です。



設楽ダムの建設中止を求める会: <http://www.nodam.org/>

共同代表: 倉橋 英樹 澤田 恵子

郵便振替の口座番号:00870-1-134146 加入者名:設楽ダムの建設中止を求める会

他銀行からの振込みは、ゆうちょ銀行【店番 089(ゼロハチキュー店) 当座 0134146】

設楽ダムの中止を求める会の年会費は1000円です。

事務局: 奥宮芳子 〒440-0069 豊橋市御園町1-3 0532-54-7305 [okumiya@xj.commufa.jp](mailto:okumiya@xj.commufa.jp)